

尾鷲市有機市民農園（中川 みんなの畑）利用規約

（利用期間）

1. 利用者は、利用開始日5日前までに利用の意思を示し、管理者と利用契約書を交わすこととする。利用期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、年度途中でも申請可能とする。

例) 2024年10月に利用を開始する場合は、2025年3月31日までを利用期間とする。

（更新方法）

- 1 利用更新の際は必ず利用終了日の1か月前までに管理者へ申請書を提出し、次の利用開始日までに管理者から利用の許可を得ることとする。

（利用料金）

- 1 1年間の利用料金は2,400円(A区画)ないしは3,600円(B区画)（2024年9月25日から2025年3月31日の期間については無料）とする。

年度の途中から利用する場合は月割り計算にて利用料を算出する。

- 2 申請書へ書かれた利用期間の途中で利用を中止する場合は、利用料の返還はしない。

（利用許可の取り消し）

- 1 利用者が利用期間中において、条例若しくは規則等に違反したとき、または許可の条件、管理者の指示に従わないときは、管理者は利用の許可を取り消す事ができるものとする。この場合、利用料は返還しない。
- 2 6カ月以上来園がない場合は利用を放棄したものとみなし管理者は利用の許可を取り消すことができる。この場合、利用料は返還しない。

（施設の利用）

- 1 利用者は毎日午前5時から午後7時まで利用することができる。
- 2 農園指定の場所の農機具を利用することができる。

※利用できる農機具

• 鍬 • ショベル • レーキ • 三角ホー など

- 3 農機具を利用する場合管理者の許可を受けること。
- 4 農機具を利用した後は土等の汚れを適切に除去すること。
- 5 農園での利用者の栽培作物、所有物などに生じた損失については補償しない。
- 6 利用者以外の第三者が圃場内へ入るには、事前に管理者の許可を必要とする。

（栽培管理に関する注意事項）

- 1 栽培することができる作物は、原則利用期間内に収穫できる作物のみとする。ただし、利用者が、栽培期間が利用期間を超える可能性のある作物（アスパラガス等の多年生作物）を栽培したい場合は、管理者の許可を受けることで栽培可能とする。

- 2 隣の区画や通路に干渉しないように配慮し、植え付ける場所は境界線より 30 cm程度あけるものとする。
- 3 利用期間が終了したときに残存物がある場合、利用者の責任において処分した上で原状回復し、管理者の確認を受けなければならない。
- 4 化学農薬（除草剤を含む）及び化学肥料は原則使用禁止とする。ただし、管理者の許可を受けた場合はその限りではない。
- 5 肥料（堆肥、液肥を含む）は原則市販されているものに限る。自家製堆肥を使用したい場合は管理者の許可を得ること。
- 6 利用者は、利用区画及び通路に雑草を繁茂させることなく施設の美化に努めるものとする。
- 7 肥料や資材の袋、容器等、利用者が持ち込んで発生したごみは各自持ち帰る事とする。
- 8 農作物の残渣等は、管理者の指示に従い適切に処理すること。ただし、草刈時に発生した雑草の残渣は利用区画内であれば放置しても構わない。
- 9 自家製堆肥については周辺に臭気を与えるもの（未完熟）は使用しない。

（禁止事項）

- 1 果樹等の樹木の栽培。
- 2 ビニールハウスや倉庫などの建築物や土留などの工作物の設置。
- 3 無許可での他利用者の区画への立ち入り。
- 4 第三者への貸し出し。
- 5 持ち込んだ農機具、資材などを置いたままにする行為。
- 6 貸農園内の土の持ち出しや追加。
- 7 農作物栽培に必要としない物の搬入、利用。
- 8 近隣や他の利用者の邪魔となる行為
（例）道具を通路に置く。大きな音をたてる（ラジオ、音楽）。多量の散水。
大人数での立ち入り作業
- 9 農園で発生したゴミなどの野焼きする行為。
- 10 利用の許可を受けた区画以外の植物の伐採、採取。
- 11 各項にあげるもののほか、貸農園の運営目的に反すること。

（届出義務等について）

- 1 農園の施設及び設備等を損傷させたり、亡失した場合は直ちに管理者へ届出し指示を受けること。

（その他）

- 1 管理者は必要に応じて利用規約を改正することができる。この場合は利用者に周知を図ることとする。

令和 6 年 9 月 25 日
有機市民農園 中川みんなの畑 管理者